

平成29年度 第1回 守谷市都市計画審議会

取手都市計画
生産緑地地区の変更(廃止)

平成29年5月19日

[illegible]

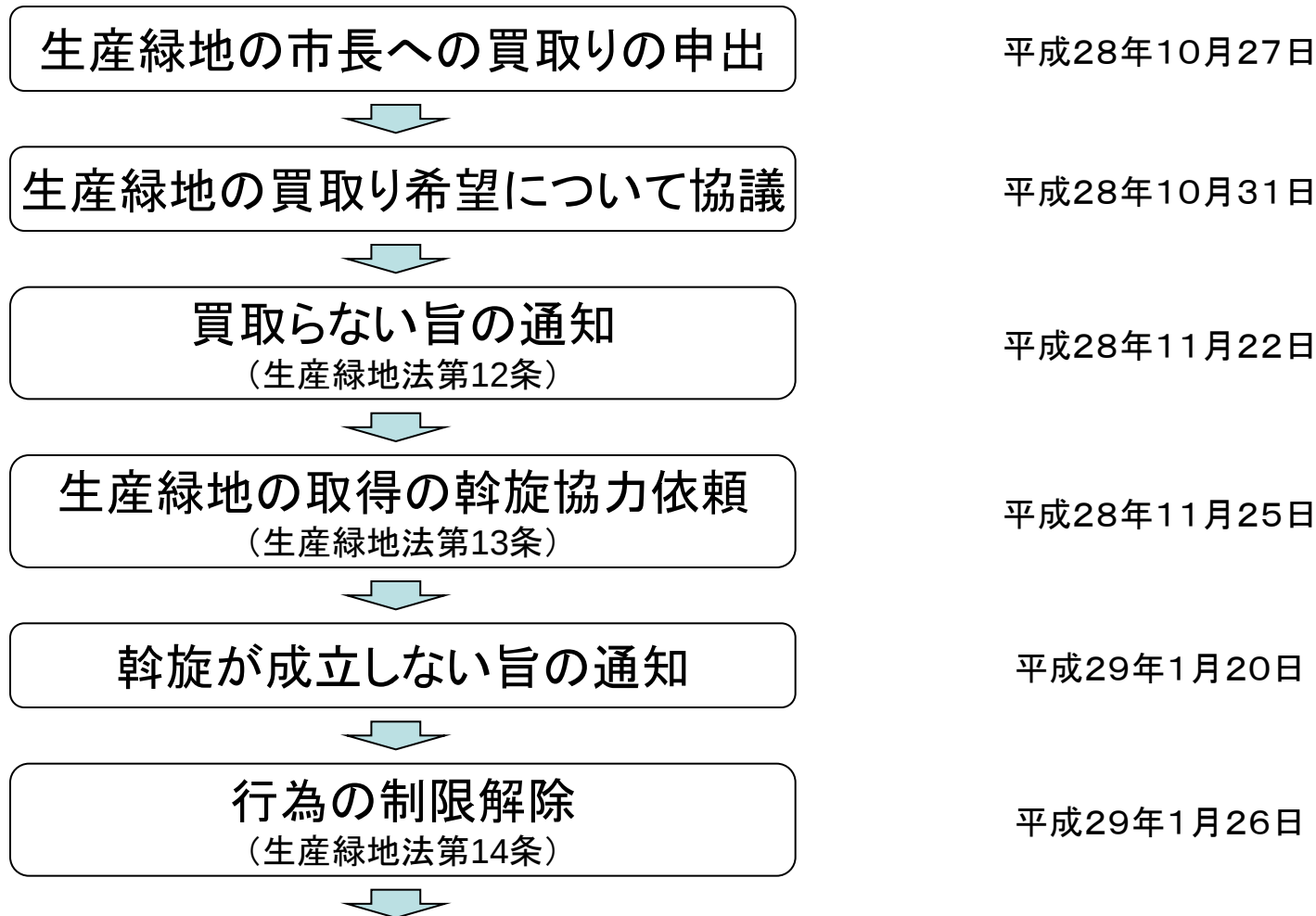
生産緑地地区買取申出できる要件

- 農業の主たる従事者が死亡により農業の継続が困難になった場合
- 身体の故障により農業の継続が困難になった場合
- 都市計画決定の告示から起算して30年が経過した場合

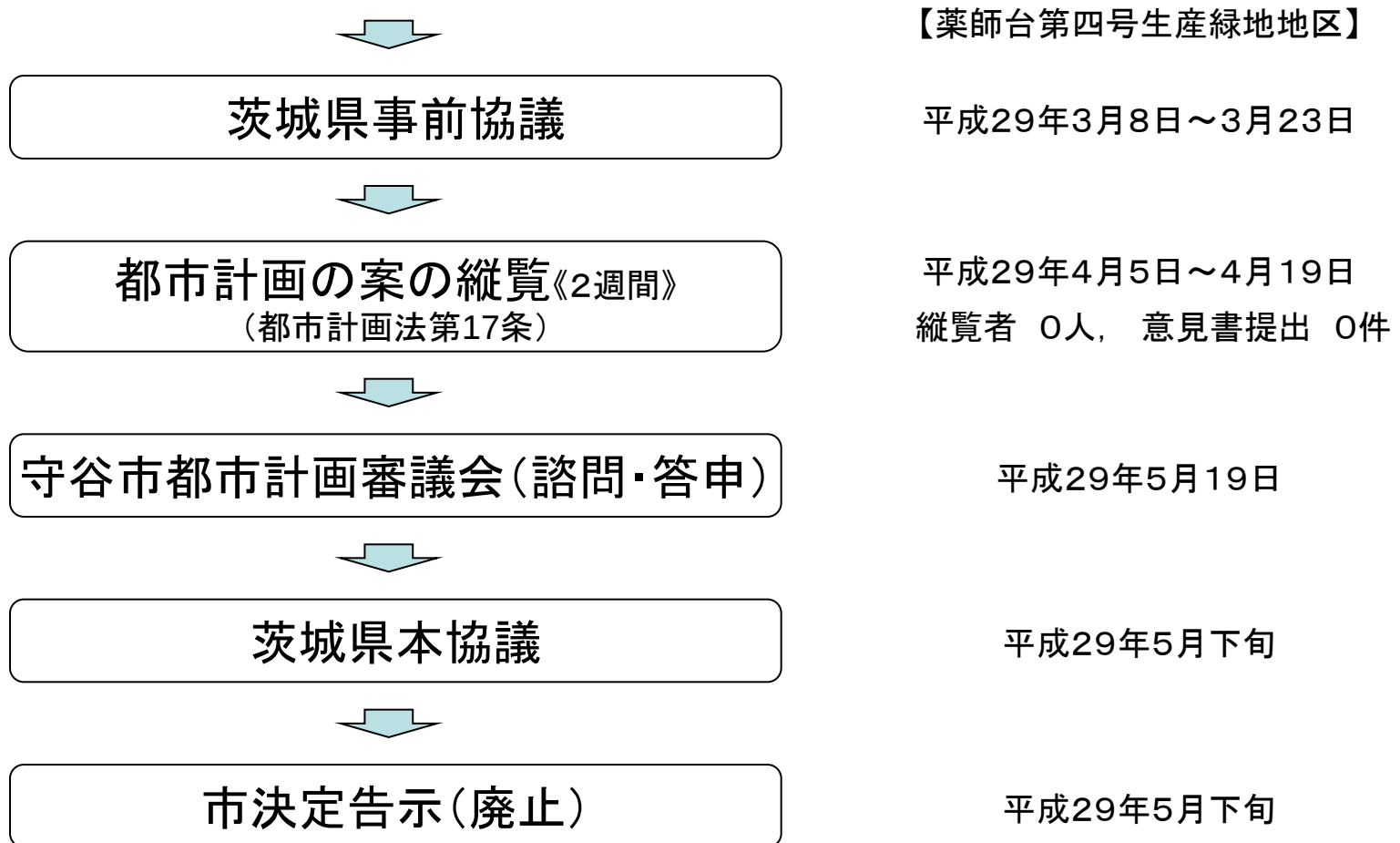
①生産緑地地区の変更【制限解除のフロー】

今回の生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障により農業の継続が困難によるものです。

【薬師台第四号生産緑地地区】



②生産緑地地区の変更【都市計画の変更フロー】



薬師台第四号生産緑地地区

所在地：薬師台七丁目7-5

面積：約0.05ha

545m²(約165坪)



都市計画変更後			現在		
生産緑地	面積	約3.86ha	生産緑地	面積	約3.91ha
	地区数	27地区		地区数	28地区
【変更内訳】	薬師台第四号 生産緑地地区	(廃止)	【変更内訳】	薬師台第四号 生産緑地地区	約0.05ha